

令和5年度三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援業務委託仕様書

1 趣旨

三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援事業実施要領に基づき実施する頭書業務を委託する。

2 履行期間

契約締結日（令和5年5月中を予定）から令和6年3月31日まで

3 委託業務内容

- (1) 学習支援
- (2) 生活習慣・育成環境の改善
- (3) 進路選択等に関する支援等

4 支援対象者

- (1) 三田市の生活保護受給世帯の中学生とその保護者
- (2) 三田市内在住の生活困窮世帯の中学生とその保護者
（生活困窮者自立相談支援を受けている住民税非課税世帯・家庭児童相談室の相談支援を受けている非課税世帯等）
- (3) 三田市が本事業の参加を適当と認めた世帯の中学生とその保護者

5 実施方法等

- (1) 本事業は通所型(1か所)で実施し、三田市内において交通の便を考慮した公共施設または受託事業者が用意する場所で実施する。（公共施設で実施する場合を含め、場所使用料が発生する場合は受託事業者が委託費の中から負担すること）
- (2) 実施場所に通うことができない利用者に対しては、オンライン等の代替的な方法により学習支援を実施する。
- (3) 利用者が生活困窮世帯であることが第三者に分からないように配慮して実施する。

6 実施内容と実施回数等

(1) 学習支援（教科指導）

学習の機会を提供し、基礎学力向上のための学習支援、高校等進学に向けた進学支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図る。

ア 実施回数

委託期間内において60回以上実施すること。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。学習の習慣を身につけやすくするために、実施する曜日は可能な範囲で固定して実施すること。気象警報発令により、開催できなくなった日がある場合は、振替日を設定し実施すること。

イ 実施時間

原則 18 時～21 時の間で、1 回あたり 2 時間以上実施すること。

ウ 学習教材

利用者が持参した学校の教材を用いるほか、利用者の学力に合わせ、必要に応じて受託事業者が教材を用意すること。

エ 出欠確認・利用促進・利用者への連絡

欠席が続く利用者に対して出席を働きかけ、参加を促進すること。学習の中止や日時・会場の変更に係る利用者および保護者への連絡は受託事業者が行うこと。

エ その他

感染症の流行等により通所型で実施できない場合は、市と協議の上、代替策を講じること。

(2) 学習支援（学力テスト）

同学年における自己の学力の位置を測る目的として、学力テスト（模擬試験等）を実施する。

ア 年 2 回以上実施すること。

イ 受託事業者以外が実施する学力テストの活用も可とする。

(3) 生活習慣・育成環境の改善

利用者またはその保護者と 2 か月に 1 回以上の面談を実施し、以下の相談支援を実施する。

ア 利用者に対する相談支援

- ① 学校・日常生活の困りごとに関する相談
- ② 日常生活習慣の形成や社会性の育成に関する助言
- ③ 進路選択に関する相談

イ 保護者に対する相談支援

- ① 子どもの養育・学習に関する相談および情報提供
- ② 各種支援策の情報提供や利用勧奨
- ③ 進路選択に関する相談および奨学金などの公的支援の情報提供

7 利用者の定員

通所：概ね 10 名程度

オンライン等：概ね 2 名程度

8 人員配置

(1) 指導員

中学教科の学習内容および高等学校受験について指導する能力を十分有している指導員 2 名以上を実施場所に派遣すること。

(2) 支援責任者

市や利用者およびその保護者との連絡調整および指導員の統括を行う支援責任

者を配置すること。支援責任者は、高等学校受験の情報に精通し、指導員に対する助言・指導を行うスキルを有する者であること。

9 利用料金

本事業の利用料金は原則として無料とし、教材費や学力テスト料およびオンライン学習にかかる通信機材（通信費含む）の費用負担を利用者および保護者に求めてはならない。ただし、やむを得ない実費負担について、市と協議し承認を受けた場合は、この限りではない。

10 事業計画書・支援計画・実績報告書・アンケート

(1) 事業計画書

年間の委託業務実施計画書を作成し、本業務委託契約締結後、10日以内に市に提出し、承認を受けること。

(2) 支援計画

利用者および保護者との面談（アセスメント）や学力テスト等をもとに個人ごとの支援計画書を作成し、市に提出すること。また、支援計画書は定期的に評価を行い、随時見直しを行うこと。

(3) アンケート

利用者および保護者ごとに事業開始時と事業完了時のアンケートを実施し、報告書とともに市に提出すること。

(4) 月例実績報告書

事業の実施内容、利用者の出席状況、指導員等の従事状況のほか、利用者の学力の変化や面談結果等を記載し、翌月15日までに市に提出すること。

(5) 年間実績報告書

(3)をまとめた内容に加え、本事業を実施した効果(学力・学習意欲・学習習慣などへの影響・高等学校受験の結果)を総合的に検証した報告書を作成し、履行期間終了後、市に速やかに提出すること。

11 関係機関等との連携

受託事業者は、市または関係機関に対して、市の要請に基づき定期的または臨時的な会議に出席するほか、連携に努めること。

12 個人情報の取り扱い

本業務の実施に関して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律および三田市個人情報保護条例の規程に従って取り扱わなければならない。履行期間終了後においても同様とする。

13 苦情等への対応

本業務の実施に関する苦情・トラブル・問い合わせへの対応は受託事業者の責任

で行うこと。また、苦情・トラブルが発生した場合は、対応後に報告書を作成し、速やかに市に提出すること。

1.4 保険加入

利用者等が事業実施時または実施場所との往復時に遭遇する事故に備えるため、受託者において適切な保険に加入すること。

1.5 遵守すべき関係法令および通知

- (1) 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領
令和2年3月6日付け社援発 0306 第30号厚生労働省社会・援護局長通知の別添7
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について
平成31年3月29日付け社援地発 0329 第10号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知